

赤穂市最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市が発注する建設工事及び業務委託契約において、極端な低入札価格による受注を防止するため、赤穂市財務規則（昭和39年規則第6号）第91条の規定に基づき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格は、設計金額が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える業務委託契約について設定する。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による入札を実施した場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算定)

第3条 対象工事に係る最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、当該合計額が、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。以下この項及び第2項において同じ。）の100分の90を超える場合は、予定価格に100分の90を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

2 前項の規定による算定が困難な場合の最低制限価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加えた額から予定価格に100分の90を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加えた額までの範囲内で適宜に定めることができる。

3 前2項の規定は、業務委託契約の場合において準用する。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 略